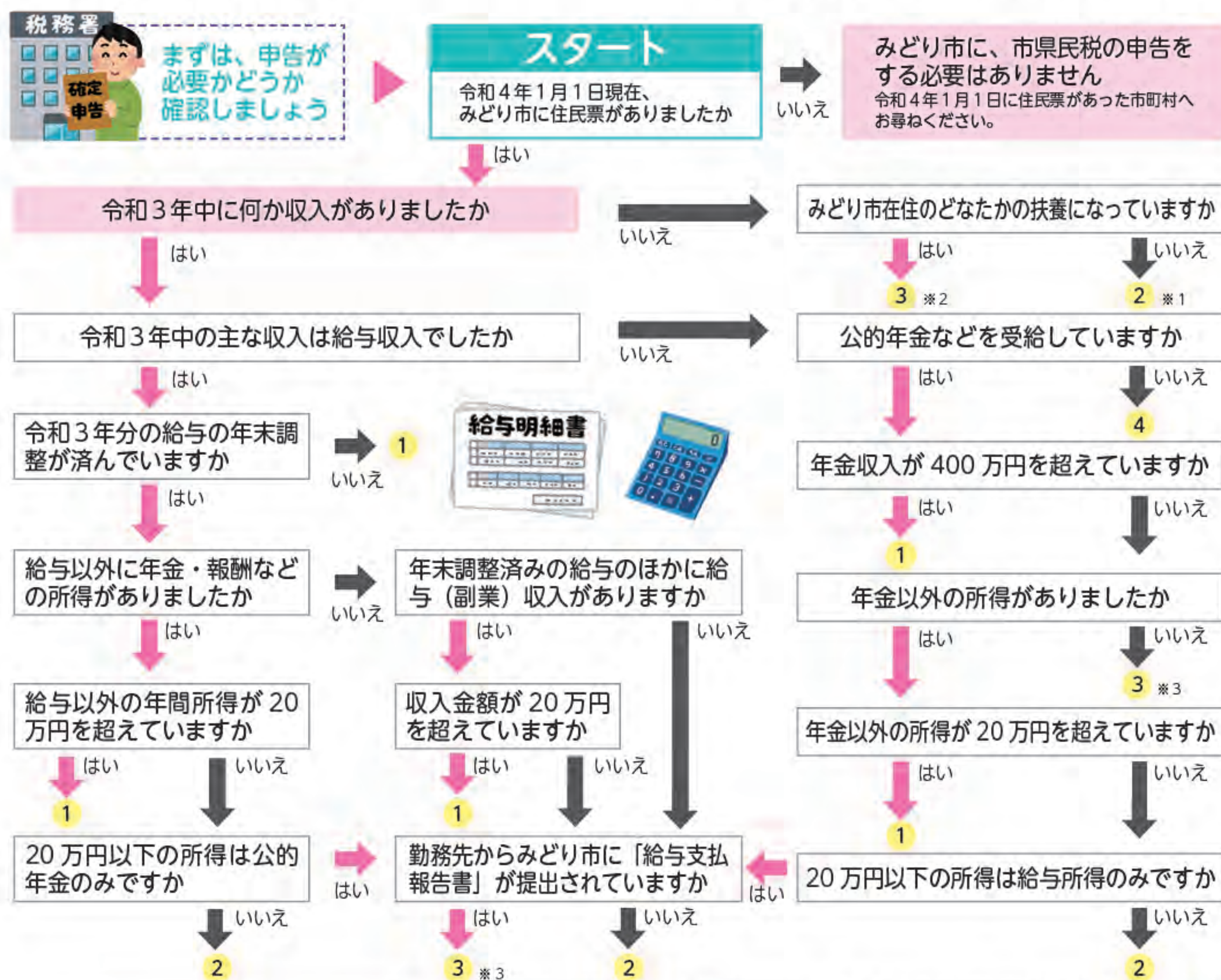


市県民税・所得税の申告は 期間内に正しくしましょう

申告期間：2月14日(月)～3月15日(火) (原則土・日曜日、祝日は除く)

令和3年分の市県民税の申告と所得税の確定申告が始まります。どちらも令和3年1月から12月までの1年間に得た収入などを申告する制度です。下図を参考に申告が必要かどうか確認し、申告が必要な人は、期間内に申告してください。

問い合わせ先 税務課市民税係 ☎(76)0964



判定結果	1	所得税(復興特別所得税)の確定申告が必要です	所得税(復興特別所得税)の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業所税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
	2	市県民税の申告が必要です	所得税(復興特別所得税)が源泉徴収されていて、申告により所得税(復興特別所得税)の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。 ※1 市民税・県民税申告書裏面「所得がなかった人の記入欄」に必要事項を記入して提出してください。
	3	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	※2 扶養の確認などに所得証明など証明書が必要な場合は申告が必要です。 ※3 市県民税申告により医療費・生命保険料その他各種控除を追加することで、市県民税が減額になる場合があります。
	4	所得税(復興特別所得税)または市県民税の申告が必要です	所得税(復興特別所得税)の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。

市県民税申告受付の日程

受付時間：午前8時40分～午後4時（各会場とも同じ）

※可能な限り、指定日にお越しください。ただし、都合がつかない場合は、他の会場でも申告できます。

地区	笠懸町	地区	大間々町	地区	東町
会場	笠懸庁舎2階第2会議室	会場	大間々庁舎地下第5会議室	会場	東支所2階第2会議室
期日	対象・地域	期日	対象・地域	期日	対象・地域
2/28(月)	笠懸町第1・2区	2/16(水)	大間々町第1～6区	2/14(月)	東町第1・2・5区
3/1(火)		17(木)	大間々町第7～9区	15(火)	東町第3・4区
2(水)	笠懸町第3・4区	18(金)			
3(木)		21(月)	大間々町第10～12区		
4(金)	笠懸町第5・6区	22(火)	大間々町第13区		
6(日)	市内全区	24(木)	大間々町第14～17区		
7(月)	笠懸町第5・6区	25(金)			
8(火)					
9(水)	笠懸町第7・8区				
10(木)					
11(金)	笠懸町第9区				
14(月)					
15(火)	笠懸町第10区				

申告会場は混み合います。
確定申告は、待ち時間なしのe-Taxなどをご利用ください。

- ・感染拡大防止のため、混雑状況により、車内などでお待ちいただく場合があります。
- ・当日、早めにご来場いただいても開場できません。受付開始時間に合わせてご来場ください。
- ・例年、朝早い時間が特に混み合いますので、できる限り他の時間にお越しください。
- ・3月6日(日)は笠懸会場にて、全ての地区が対象となります。

新型コロナウイルス感染防止策について

2月14日(月)から実施される市県民税・所得税申告については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご自身で申告書作成が可能な人はできる限りe-Taxや、国税庁ホームページを利用して作成・提出（郵送）してください。（※確定申告書は、桐生税務署へ提出（郵送）してください。）

なお、申告会場での申告を希望する人は下記をご覧ください。市民の皆さまの健康を守るため、感染防止策として次の取り組みを行いますのでご協力をお願いします。

〈申告会場の感染防止策〉

- 職員のマスク着用、手洗い、消毒を徹底します ○職員の検温を実施します
- 密閉空間にならないよう常時窓や扉を開け、十分な換気を行います
- 職員や来場者の間隔を1～2m程度空け、できる限り向かい合わせでの対話を避けます
- アクリル板の設置 ○風邪症状のある職員は、受付事務に従事しません
- 混雑状況により、当日の午後または別日の午後のみ予約を受け付けます（来場者のみ）

〈市民の皆さまにご協力いただきたいこと〉

- マスクの着用 ○ボールペンの持参 ○受付での手指消毒 ○少人数での来場
- 受付での検温（※37.5度以上の方は入場できません）
- 常時換気を行うため、温かい服装でご来場ください ○来場者同士の会話はご遠慮ください
- 混雑状況により、車でお越しの方は、受付後に車内でお待ちいただく場合があります
- 風邪症状（咳・発熱など）のある人、体調のすぐれない人は、来場をご遠慮ください

※今後の感染拡大状況による警戒レベルの引き上げにより、申告会場が閉鎖となる場合があります。

申告

市県民税

問い合わせ先
税務課市民税係
☎(76) 0964

3月15日(火)までに申告を

市県民税の申告は令和4年1月1日現在で、みどり市に住んでいる人が対象です。申告が必要な人は、期間内に申告してください。日程は5ページで確認してください。

申告をしないと、保育園入所・幼稚園補助金・公営住宅の入居や事業資金融資などの申請に必要な証明書などの発行ができません。また、国民健康保険税や介護保険料なども適正に算出されません。

申告が不要な人

次のいずれかに該当する人は、申告をする必要はありません。

- ①税務署へ確定申告書を提出する人
- ②令和3年中の収入が給与収入だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
- ※提出の有無は、勤務先に確認してください。
- ③みどり市在住のどなたかの控除対象配偶者・扶養になっている人（ただし、申告が必要となる場合もあります。詳細については、3ページをご覧ください。）



市県民税申告案内を送付します

1月下旬に、前年に市県民税の申告をした人などへ申告案内はがきを郵送します。

申告書や医療費明細書などの用紙

事前に申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などが必要な場合は、税務課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課の窓口においてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申告時に必要な物

- 【必ず持参する物】
- ①申告者のマイナンバーの確認書類（次のいずれかの現物）
- ・申告者のマイナンバーカード（顔写真入り）

し、申告が必要となる場合もあります。詳細については、3ページをご覧ください。）

※制度改正により、納税者の合計所得が1000万円を超えると配偶者控除が受けられなくなりますが、申告が必要となる場合があります。

④専従者給与収入だけで、給与支払報告書が市に提出されている人

⑤令和3年中の収入が公的年金400万円以下だけで、その他に所得がなく、所得控除（医療費、社会保険料、生命保険料、扶養など）を追加しない人

・申告者のマイナンバーの通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

・申告者のマイナンバー記載の住民票と本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

②ボールペン

【給与や公的年金をもらっている人】

・令和3年分源泉徴収票原本

※年金の場合、支払通知書と間違えないように注意してください。

【営業・農業・不動産などの事業所得がある人】

・記載済みの収支内訳書とその根拠となる帳簿や領収書などの書類

【各種控除を受ける人】

・令和3年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料や地震保険料などの控除証明書

・令和3年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、小規模企業共済掛金の領収書または控除証明書

・記載済みの医療費控除の明細書、医療費のお知らせ

・障害者手帳または認定書

・寄附金受領証明書

【所得税が還付になる人】

・申告者名義の銀行口座（銀行名・支店名・当座普通別・口座番号）

の分かる物
その他 申告会場でのコピーを必要とする場合には、コピー代を徴収します。

申告書は郵送で提出を

完成した申告書に氏名や連絡先電話番号を必ず記入し、添付書類を添えて申告期間内に送付してください。

マイナンバー記載の申告書を郵送する場合は、申告者のマイナンバーの確認書類の写しを同封してください。

郵送先 ☎ 379-2395 みどり市笠懸町鹿2952番地 みどり市税務課市民税係 宛て

次の場合は桐生税務署で申告を

次の①～⑧に該当する場合は、桐生税務署で申告をしてください。

ただし、記入済みで完成している場合は、申告会場において申告書類を預かることができます。

- ①住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人
- ②青色申告（営業所得・農業所得・不動産所得）
- ③分離課税所得（株・土地建物・先物取引・上場株式等の配当など）
- ④損益通算
- ⑤雑損控除の適用を受ける人
- ⑥海外居住者を扶養に取る場合
- ⑦過年度
- ⑧準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）